

## 令和8年度(2026 年度)化学物質環境実態調査の実施方針(案)

令和7年12月24日  
環境保健部化学物質安全課

令和8年度の化学物質環境実態調査は、平成 21 年度(2009 年度)に開催した「化学物質環境実態調査のあり方検討会」での検討結果を踏まえ、以下のとおり実施することとする。

### 1. 調査目的

化学物質の環境リスクを低減するための各種施策において、ばく露量等を把握しそのリスクを評価することが必要である。人又は生態系へのばく露が懸念される化学物質について、以下の3つの目的別調査を実施することにより、一般環境中における残留状況を把握する。

#### (1) 初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的とする。

#### (2) 詳細環境調査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下、「化審法」)の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的とする。

#### (3) モニタリング調査

化審法の特定化学物質について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、POPs 条約に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中ににおける残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

### 2. 調査対象物質

#### (1) 初期環境調査及び詳細環境調査

既往の調査状況、有害性、環境残留に関する情報及び調査実施の可能性等から、優先度の高いものを調査対象物質として選定することとする。具体的には、環境省内の化学物質関連施策担当部署からの要望を受けた物質のうち、分析方法が確立して

いる物質(別添1の現在分析法開発を行っている物質のうち分析法が確立した物質と、別添2の既存の分析法がある物質)について、予算の範囲内で選定することとする。

別添1：令和7年度に分析法開発を行っている物質

別添2：令和8年度以降の調査要望物質のうち既存の分析法がある物質

別添3：令和8年度以降の調査要望物質のうち分析法の開発が必要な物質

また、別添3に掲げられた物質については、化学物質環境実態調査を実施する上で妥当な分析法がない物質であることから、毎年度の要望物質を適宜加えて、予算の範囲内で、分析法開発対象物質の優先付けをして、分析法の開発を行うこととする。

#### (2) モニタリング調査

原則として化審法の特定化学物質及び POPs 条約対象物質について調査を実施する。なお、POPss 条約の候補物質については、経年変化を把握するに当たっての初期値と位置付けられることから、モニタリング調査の調査対象物質に含めることとする。

### 3. 調査対象地域及び地点

化学物質環境実態調査における「一般環境」とは、工場又は事業場の敷地境界及び排出口等の特定の排出源の直近を除く地域とする。

初期環境調査では、ばく露の可能性の判断及び環境リスクのスクリーニング的な評価において安全側の検討を行うため、化学物質の排出が想定される排出源に近く、高濃度が予想される一般環境で調査を行うことを基本とする。

詳細環境調査では、一般環境中における全国的なばく露評価を行うための資料を得るため、全国各地域における代表性のある一般環境、及び一般環境中で高濃度が予想される地域が特定できる物質にあっては化学物質の排出が想定される排出源に近い一般環境で調査を行うことを基本とする。

モニタリング調査では、全国各地域における代表性のある一般環境で、継続的な調査を行うことを基本とする。

### 4. 調査対象媒体

原則として水環境試料、底質環境試料、生物環境試料及び大気環境試料等のうち、環境リスクに係る検討に必要な媒体を対象とする。

## 令和7年度に分析法開発を行っている物質

単位 水質:ng/L、底質:ng/g-dry、生物:ng/g-wet、大気:ng/m<sup>3</sup>

No.	調査物質名	調査媒体	分析法	要求下限	要望施策
1	4,5-ジクロロ-2- <i>n</i> -オクチルイソチアゾル-3-オン	底質	GC/MS	0.25	化審法
2	テトラエチルチウラムジスルファイド（別名:ジスルフィラム）	水質	LC/MS	2.8	
		底質	LC/MS	5.1	
3	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	水質	LC/MS	18	
4	ビスアルキル(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20で、直鎖型のもの)	水質	LC/MS	6	
5	飽和脂肪酸(炭素数が8から18までの直鎖状のものの)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(炭素数が8から18までの直鎖状のもの)のナトリウム塩	水質	GC/MS	3.2	化管法
		底質	GC/MS	0.079	
6	アリルアルコール	水質	GC/MS	50	
7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸	水質	LC/MS	370	
3 (再掲)	2,2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	水質	LC/MS	18	
2 (再掲)	テトラエチルチウラムジスルファイド（別名:ジスルフィラム）	水質	LC/MS	2.8	
		底質	LC/MS	5.1	
8	4- <i>tert</i> -ブチルフェノール	底質	GC/MS	5	
9	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	水質	GC/MS	10,000	
10	エチレンジアミン	水質	LC/MS	260	
4 (再掲)	飽和脂肪酸(炭素数が8から18までの直鎖状のものの)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(炭素数が8から18までの直鎖状のもの)のナトリウム塩	水質	GC/MS	3.2	環境リスク初期評価
		底質	GC/MS	0.079	
11	2-ニトロフルオレン（別名:2-ニトロ-9H-フルオレン）	水質	LC/MS	4	
12	プロパナール（別名:プロピオノアルデヒド）	水質	LC/MS	30	
13	<i>N</i> -ニトロソジ- <i>n</i> -プロピルアミン	大気	GC/MS	0.4	
14	<i>N</i> -ニトロソジ- <i>n</i> -ブチルアミン			0.3	
15	ジエチルアミン	大気	LC/MS	800	
16	ジベンゾ[ <i>a,j</i> ]アクリジン	水質	GC/MS	20	
		大気	GC/MS	9	
17	ジベンゾ[ <i>a,h</i> ]アクリジン	水質	GC/MS	20	
		大気	GC/MS	9	
18	7 <i>H</i> -ジベンゾ[ <i>c,g</i> ]カルバゾール	水質	GC/MS	2	
		大気	GC/MS	0.9	
19	3,3',5-トリヨードチロ酢酸（別名:チラトリコール又はTRIAC）	水質	LC/MS	60	EXTEND

単位 水質:ng/L、底質:ng/g-dry、生物:ng/g-wet、大気:ng/m<sup>3</sup>

No.	調査物質名	調査媒体	分析法	要求下限	要望施策
20	アロプリノール	水質	LC/MS	300	PPCPs
21	オキシプリノール			800	
22	ρ-(2-メチルプロピル)-α-メチルフェニル酢酸（別名:イブプロフェン）	水質	LC/MS	22	
23	2-シアノ-3,3-ジフェニル-2-プロペニ酸 2-エチルヘキシリエステル（別名:オクトクリレン）	水質	LC/MS	266	
24	5-アミノサリチル酸（別名:メサラジン）	水質	LC/MS	2,000	類縁混合物リスク評価の試行
25	N-アセチル-5-アミノサリチル酸			5,000	
26	N,N,N-トリメチルアルカン-1-アミニウムの塩類（アルキル基の炭素数が12、14、16又は18のもの）	水質 底質	LC/MS	1.6 0.072	
27	ジメチル(エチル)(テトラデカン-1-イル)アンモニウムの塩類	水質	LC/MS	1.9	類縁混合物リスク評価の試行
28	ビスアルキル(ジメチル)アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が8、10、12、14、16、18又は20で、直鎖型のもの） 注:アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のものはNo.4の再掲			5.6～12	

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products

## 令和8年度以降の調査要望物質のうち既存の分析法がある物質

No.	物質名	調査媒体	分析法	要望施策	要望理由
1	ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩	底質	LC/MS (R5 白本)		
2	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	底質			
3	$\alpha$ -(ノニルフェニル)- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン) (別名:ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル) オキシエチレンの重合度が1から15までのもの	水質	LC/MS (H22 白本)	化審法	優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。
	オキシエチレンの重合度が3から15までのもの	底質	LC/MS (R1 白本)		
	オキシエチレンの重合度が1又は2のもの	底質	LC/MS (R4 白本)		
4	ノニルフェノール	水質	GC/MS (H23 白本)		
		底質	LC/MS (R6 白本)		
5	<i>N,N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルキル基は炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18で、直鎖上のものの)、(Z)- <i>N,N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9 <i>Z</i> ,12 <i>Z</i> )- <i>N,N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)9オクタデカ-9,12-ジエンアミド	水質	LC/MS (R4 化審法報告書)		
6	[3-(2-エチルヘキシルオキシ)プロピルアミン]トリフェニルホウ素(III)	水質	LC/MS (H27 白本)	化管法	化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。
		底質	LC/MS (R4 化審法報告書)		
7	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステル類(オキシエチレンの重合度が1から6までのもの)	水質	LC/MS (R3 白本)		
8	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	水質	GC/MS (R6 白本)	化管法	化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。
9	アントラセン	水質	GC/MS (R6 白本)		
		底質	GC/MS (R5 白本)		
10	ジフェニルエーテル(別名:フェノキシベンゼン)	底質	GC/MS (R5 白本)		
11	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	底質	LC/MS (H21 白本)		

No.	物質名	調査媒体	分析法	要望施策	要望理由
12	ジベンジルエーテル	水質 底質	GC/MS (H18 白本)		
13	ジイソプロピルナフタレン	水質 底質	GC/MS (H19 白本)		
14	ピペラジン	水質	LC/MS (H19 白本)	化管法	化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。
		底質	LC/MS (R6 白本)		
15	4- <i>tert</i> -ブチルフェノール	水質	GC/MS (R4 白本)		
1 (再掲)	ヘキサデシル(トリメチル)アンモニウムの塩	底質	LC/MS (R5 白本)		
16	ジフェニルエーテル	水質	GC/MS (H23 白本)	化管法	化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。
		底質	GC/MS (R5 白本)		
17	テトラヒドロメチルフタル酸	水質	GC/MS (R6 白本)		
18	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	水質	LC/MS (H20 白本)		
19	3-クロロ-2-メチル-1-プロパン	大気	GC/MS (H23 白本)		
20	<i>N,N</i> -ジメチルベンジルアミン	水質	GC/MS (R5 白本)	環境リスク 初期評価	化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。
21	トリエチルアミン	水質	LC/MS (H27 白本)		
		大気	GC/MS (H21 白本)		
15 (再掲)	4- <i>tert</i> -ブチルフェノール	水質	GC/MS (R4 白本)	EXTEND	EXTEND を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。
22	<i>N,N</i> -ジメチルビグアニド(別名:メトホルミン)	水質	LC/MS (R6 白本)	PPCPs	環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、ばく露情報等が不足しているため。
23	グアニル尿素				

注: 分析法の欄の括弧内に記載したものは分析法の出典であり、「白本」とは「化学物質と環境 化学物質分析法開発調査報告書」を、「化審法報告書」とは「優先評価化学物質の環境残留状況把握に関する分析法開発業務【水質】報告書」をそれぞれ意味する。

化審法: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products

## 令和8年度以降の調査要望物質のうち分析法の開発が必要な物質

No.	物質名	調査媒体	要望施策	要望理由	備考
1	ヒドロキシルアミン	水質	化審法	優先評価化学物質に指定され第二種特定化学物質への指定を検討する必要があるが、近年の調査実績がないことから、環境残留実態の調査を優先的に行い、環境中における実態を把握することが必要とされたため。	—
2	2-( <i>N</i> -ドデシル- <i>N,N</i> -ジメチルアンモニオ)アセタート	水質			—
3	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	大気	化管法	化管法の施行状況について検討を加えるに当たり、一定の有害性が認められる物質について、その環境残留状況を確認するため。	—
4	<i>tert</i> -ブチル=ヒドロペルオキシド(別名:6-ブチルヒドロペルオキシド又は1,1-ジメチルエチルヒドロペルオキサイド)	水質 大気			—
5	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	底質			水質は既往の分析法あり
6	<i>N</i> -(シクロヘキシリチオ)フタルイミド	水質 底質			—
7	2,4,6-トリブロモフェノール	水質 底質 大気			—
8	<i>p</i> -クロロトルエン	水質 底質 大気			—
9	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	水質			大気は既往の分析法在り
10	2-ニトロフルオレン(別名:2-ニトロ-9-フルオレン)	大気	環境リスク初期評価	化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	
11	<i>N</i> -ニトロソジ- <i>n</i> -プロピルアミン	水質			—
12	<i>N</i> -ニトロソジ- <i>n</i> -ブチルアミン	水質			—
13	6-メチル-1,2,3-オキサチアジン-4(3 <i>H</i> )-オン 2,2-ジオキシドカリウム(別名:アセスルファムK)	水質			—

No.	物質名	調査媒体	要望施策	要望理由	備考
14	1,1,3-トリオキソ-2,3-ジヒドロ-1- $\lambda$ (6),2-ベンゾチアゾール（別名:サッカリン）	水質			—
15	1,6-ジクロロ-1,6-ジデオキシ- $\beta$ -D-フルクトフラノシル-4-クロロ-4-デオキシ- $\alpha$ -D-ガラクトピラノシド（別名:スクラロース）及びその副生成物 1,6-ジクロロ-1,6-ジデオキシ- $\beta$ -D-フルクトフラノシル-4-クロロ-4-デオキシ- $\alpha$ -D-ガラクトピラノシド（別名:スクラロース）	水質			—
16	1,6-ジクロロ-1,6-ジデオキシ- $\beta$ -D-フルクトフラノシル-6-O-アセテート-4-クロロ-4-デオキシ- $\alpha$ -D-ガラクトピラノシド（別名:スクラロース-6-アセテート）	水質			—
17	$N$ -( $L$ - $\alpha$ -アスパルチル)- $L$ -フェニルアラニン 1-メチルエステル（別名:アスパルテーム）	水質	環境リスク初期評価	化学物質の環境リスク初期評価を実施する上で、ばく露情報等が不足しているため。	—
18	$N$ -[ $N$ -(3,3-ジメチルブチル) $L$ - $\alpha$ -アスパルチル]- $L$ -フェニルアラニン 1-メチルエステル（別名:ネオチーム）及びその代謝物 $N$ -[ $N$ -(3-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)プロピル]- $L$ - $\alpha$ -アスパルチル]- $L$ -フェニルアラニン 1-メチルエステル（別名:アドバンチーム）	水質			—
	A18-2 $N$ -[ $N$ -(3-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)プロピル]- $L$ - $\alpha$ -アスパルチル]- $L$ -フェニルアラニン（別名:アドバンチームアシッド）	水質			—
19	アクロレイン（別名:アクリルアルデヒド）	大気			—
20	イソプロペニルベンゼン（別名: $\alpha$ -メチルスチレン）	大気			—

No.	物質名	調査媒体	要望施策	要望理由	備考
21	サリチル酸 2-エチルヘキシル	水質	PPCPs	環境中の医薬品等について環境リスク評価を検討する上で、暴露情報等が不足しているため。	—
22	4- <i>tert</i> -ブチル-4'-メトキシベンゾイルメタン	水質			—
23	ふつ化水素	大気	大気環境	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストに選定され、近年の大気媒体での調査実績がないため。	—
24	ジメチルジスルフィド	大気			—
25	第四級アンモニウムの塩類	水質 底質	類縁混合物リスク評価の試行	化学物質の複合影響に関する調査において、段階的評価のケーススタディとして、水環境中における共存の状況を把握する必要があるため。	一部の物質は分析法開発中

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products